

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7250

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 22 日	支出額	121,000 円
項目	事務所費	充当額	108,900 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	1 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴァンクリエイト
埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本目下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
物件名 川口本町リハイム
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

令和 5 年 11 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエイト

〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-32

フジタ川口マンション103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事(3)第22120号

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7251

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 22 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	1 月分事務所駐車場代		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [REDACTED]
ナンバー [REDACTED]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[REDACTED]

- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住 所 埼玉県川口市本町1-6-10

氏 名 永瀬 香樹

電 話 (048) 223-6050

勤務先

所在地

会社名

電 話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

2025-5/

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間		新契約期間	
2024年5月1日	から	2025年5月1日	から
2025年4月30日	まで	2026年4月30日	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳 家賃	20,000 円	内訳 家賃	20,000 円
消費税	2,000 円	共益費	2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社トータルホ 国土交通大臣 (4) 第	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7252

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 22 日	支出額	328,155 円
項目	事務所費	充当額	295,339 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	新事務所の敷金礼金・12 月分日割家賃他諸経費及び 1 月分家賃		
備考			

支払証明書あり

理由

令和7年12月17日

御請求書

林 薫 様

(登録番号) T3030002018638

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 4-7-6

有限会社ウイズ

取締役 田沼 晃

TEL 048-710-5257

FAX 048-710-5287



Sky Urawa 101

	本体金額	消費税 (10%)	合計金額
家賃 12月分日割 6日分	13,935円	1,393円	15,328円
管理費 12月分日割 6日分	1,161円	116円	1,277円
礼金 1ヶ月分	72,000円	7,200円	79,200円
新規契約事務手数料	10,000円	1,000円	11,000円
安心アクセス24	15,000円	1,500円	16,500円
カギ交換代	30,000円	3,000円	33,000円
初回保証料	86,050円	0円	86,050円
合計			

ご請求額 金337,605円

振込先 みずほ銀行 新宿新都心支店

口座番号 普通預金 3088126

口座名義 大成トラスト株式会社(タイセイトラストカブシキガイシャ)

※2025 年 12 月 22 日までにお振込み下さい

MIZUHO

みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日	振込・振替先の口座番号	普通
2025-12-22	3088126	
店番号	お取引口座番号	

振込手数料	お取扱紙幣枚数 万円 五万円 千円	お取引金額
220*	*****	423,655
お取引内容	お取引後残高	
電信振込	*****	
時刻	利用手数料	お取扱店番号
1506	***0	-066000-10978982
福岡		

ご注意！携帯電話での機械操作誘導？振り込み詐欺にご注意ください

みずほ銀行 新都心支店
タイセイトラスト(カ) 様

ハヤシ カオル 様

発信番号81C220660000003L

7561

0013243830

裏面にくみずほ>からのお知らせがあります。

令和7年12月17日

御請求書

林 薫 様

(登録番号) T3030002018638

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂 4-7-6

有限会社ウイズ

取締役 田沼 晃

TEL 048-710-5257

FAX 048-710-5287



Sky Urawa 101

	本体金額	消費税 (10%)	合計金額
家賃 1月分	72,000円	7,200円	79,200円
管理費 1月分	6,000円	600円	6,600円

合計

ご請求額 金86,050円

振込先 みずほ銀行 新宿新都心支店

口座番号 普通預金 3088126

口座名義 大成トラスト株式会社(タイセイトラストカブシキガイシャ)

※2025年12月22日までにお振込み下さい

事業用建物賃貸借契約書

貸主 セルス合同会社 と、借主 林 薫 は、契約要目1.記載の賃貸借目的物件（以下「本物件」という。）を本契約に付帯する約款に基づいて、以下記載の条件で事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

契約要目

1. 賃貸借目的物件の表示

名 称	Sky Urawa		
住居表示	埼玉県さいたま市南区別所3-3-2		
地 番	埼玉県さいたま市南区別所3-1357-2		
家屋番号	1357番2		
構 造	鉄骨造陸屋根9階建て		
種 類	共同住宅	築年月	2023年3月21日
賃貸区画	101号室	賃貸面積	24.07㎡
付帯施設			

2. 契約期間

契約期間	2025年 12月 26日 から 2027年 12月 25日 まで （2年間）
------	---

3. 更新に関する事項

更新	更新拒絶の通知または条件変更の意思表示は、貸主は期間満了の6ヶ月前、借主は期間満了の 3ヶ月前までとする。
更新料	新賃料の1ヶ月分(別途消費税)、更新事務手数料10,000円(別途消費税)

4. 使用目的

使用目的 (事業内容等)	政務活動事務所
-----------------	---------

5. 賃料及びその他の費用

賃料	月額金72,000円	別途消費税	管理費	月額金6,000円	別途消費税
礼金	金72,000円	別途消費税	鍵交換代	金30,000円	別途消費税
町会費			エレベーター 利用費		
保証会社	金86,050円		安心アクセス24	金15,000円	別途消費税
敷金			新規契約事務手数料	金10,000円	別途消費税
振込口座 (保証会社による引落開始迄)	銀行名		支店名		
	口座種別		口座番号		
	口座名義				

6. 預託金

保証金	なし
償却費	なし
返還期日	本物件の解約後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7253

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 22 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

7253

(2/2)

政務活動及びその他の議員活動の
用途に使用するため1/2の控分とする

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

7 年 12 月 22 日

★ 5500 円

平成 28 年 1 月

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(5%)

貸借人：住所 埼玉県さいたま市若槻区掛 301
氏名 小島 信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7254

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 22 日	支出額	130,770 円
項目	事務所費	充当額	104,616 円
細目	事務所費	按分率	
摘要	事務所家賃 12 月分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
取扱店 50508	お取引日 07-12-22	時刻 11:43
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥130,000	手数料 ¥770
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		認証 (硬貨) 円

お振込明細またはご案内

お受取人



登録番号 0003

サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

ご依頼人

電話番号 048-924-8011
取扱番号 400063

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

事務所用建物賃貸借契約書

貸 主 (甲)



借 主 (乙)

木 下 博 信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

17 賃貸借の目的物件							
建物名称・所在地等	名 称		家建物を事務所として賃貸借				
	所 在 地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号				
	建て方	一戸建	構 造	木 造		工事完了年	
				二 階 建 て		平成12年完了 以後大規模修繕等なし	
住戸部分	間 取 り		1 階 2LDK		2 階 3K納戸付		
	面 積		135,22㎡		(それ以外にバルコニーあり)		
	設 備 等	ト イ レ		有 り		特記事項なし	
		浴 室		有 り			
		洗 面 台		有 り			
		洗 濯 機		有 り			
給湯設備		有 り					
設 備 等	ガスコンロ		有 り				
	冷暖房設備		有 り				
	備え付け照明設備		有 り				
付属施設	鍵		3 個				
	使用可能電気容量		5 0 アンペア				
	ガ ス		都市ガスあり				
付属施設	上 下 水 道		公共上下水道・浄化槽あり				
	駐 車 場		含 む				
	バイク置場		含 む				
	自転車置場		含 む				
	物 置		含 む				
庭		含 む					

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃 料 等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]

木下 博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7306

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 23 日	支出額	8,250 円
項目	事務所費	充当額	7,425 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（令和 7 年 12 月分）		
備考			

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
071223	014	020262		
種別	店舗番号	口 座 番 号		
09		現金扱		
お取引内容		手数料	お 取 引 金 額	
お振込			¥8,250	
お取引時刻		お 取 引 後 残 高		
16:59				
武蔵野銀行				
武里支店				
普通 口座番号 1088058				
受取人 カ・サンハウシ“ンク” 様				
依頼人 サカエ ヒロミ 様				
振込日 07-12-23				
振込金額 ¥7,700				
振込手数料 ¥550				
1223029				
印紙税等納付につき大宮税務署承認済				

＜ご注意＞

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

 武蔵野銀行

駐 車 場 使 用 契 約 書 （更新用）

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング	管理番号	
所 在 地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃 借 人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	賃料の ヵ月分
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和7年06月02日 から 令和9年06月01日 まで		
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替		
振込先			

[契約車輛および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 7 年 5 月 13 日

賃貸人（甲） 住所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名： 貸主代理人（株）サンハウジング 代表取締役 金子勝博

電話： 048-739-1235

賃借人（乙） 住所：

氏名： 榮 寛美

電話：

勤務先：

住所：

連帯保証人（丙） 住所：

氏名：

印 電話：

極度額：

仲介人

免許番号： 埼玉県知事(3)第22757号

主たる事務所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称： 株式会社サンハウジング

代表者： 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士：

登録番号：

号

事務所名： 株式会社サンハウジング

電話： 048-739-1235

所在地： 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7336

(1/2)

日付	令和 7 年 12 月 24 日	支出額	193,600 円
項目	事務所費	充当額	174,240 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代		
備考	1 月分		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*** ****	
取扱店	お取引日	時刻	
48302	07-12-24	12:59	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥193,600	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C認証 (硬貨)	
万円 千円 千円		円	
お振込明細またはご案内			
お取引人	埼玉りそな銀行 狭山支店 普通 3518568 サヤマフトウサン(カ様)		
ご依頼人	ヒカ サヤマトオルセイムカットウツムリヨ様		
電話番号	[REDACTED]		
取扱番号	240007		
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			
印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****			

事業用建物賃貸借契約書

貸主 聖和商行 株式会社 (以下「甲」という。)と、借主 東山 徹 (以下「乙」という。)
と連帯保証人 (以下「丙」という。)とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という。)に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(A) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	北野第2ビル 3階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県狭山市富士見1-14-11 (地 番) 埼玉県狭山市富士見1丁目6512番地7 (家屋番号) 6512番7		
	種 類	事務所		
	構造・規模	鉄骨造陸屋根4階建		
	契約面積	建物: 95.3㎡ (約28.8坪)		
	使用目的	事務所		
	物件の所有者	(住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社		貸 主 (住所) 神奈川県横浜市長北区大倉山1-28-11 大倉山702 (名称) 聖和商行株式会社
(B) 賃貸借条件	賃 料	月額 金 150,000円 (外消費税) 金15,000円	礼 金	金300,000円 (外消費税80,000円)
	共 益 費	月額 金10,000円 (外消費税)	敷 金	金150,000円
	更新料	新賃料の0.5ヶ月分	保 証 金	
	更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月分 (消費税別)	償 却	
	敷金の返還時期	物件明渡し日より3ヶ月以内		
	火災等保険料	乙にて借家人賠償責任付き火災保険に加入するものとする。(証券の写しを甲へ提出するものとする)		
	その他使用料	無		
	契約期間	令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月 末日まで	5年間	
	引 渡 日	令和 6年 3月 1日	賃料発生日	令和 6年 3月 1日
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の中入れをした日から3ヶ月の経過をもって発生する		
(C) 保証	貸料等の支払方法	以下の名義人の預金口座に振込により支払うものとする <振込口座> 金 融 機 関 口 座 種 類 名 義 人		
	支 払 期 限	①翌月分を毎月末日までに支払う ②振込み手数料は乙の負担とする		
	連 帯 保 証 人	家 賃 債 務 保 証 会 社		
	連帯保証人	極度額	家賃債務保証会社	社名
	特約事項がある場合については別途特約条項欄に記載するとおりとする。			

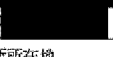
特約事項

- 1 乙が本物件を引渡時の現況から標記(A)の使用目的に供するにあたり、必要となる届出・許認可・用途変更及び甲が承認した本物件の躯体や付属設備の変更・撤去・増設にかかる工事については、すべて乙の費用負担にて行うものとする。なお、甲はこれらの届出・許認可、工事等に協力するものとする。また、乙はこれらの届出・許認可、工事等により、必要な期間について、賃料の免除・減額を請求することはできない
- 2 引き渡した時点で残置してある、造作、什器、備品、エアコン等(以下「残置物」という)についての維持、管理、修繕、取替え等については、乙が為すものとする。なお、乙は残置物について瑕疵を主張できないものとする。
- 3 契約期間中の電球、蛍光灯、給水パッキン等の軽微な修繕は借主の負担とする。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと甲乙各1通を保有する。

令和 6 年 2 月 28 日

貸 主・甲	借 主・乙
〒222-0037 横浜市港北区大倉山1丁目28番11-702号 聖和商行株式会社 代表取締役 北 野 敦 也	 東 山 徹
	連帯保証人・丙
印	 

媒介業者		
[取引態様]「貸借」/媒介・代理・	[取引態様]「貸借」/媒介・代理・	[取引態様]「貸借」/媒介・代理・
[免許証番号] 埼玉県知事(12)第8534号	[免許証番号] 埼玉県知事(6)第19372号	[免許証番号]
[免許年月日] 令和 4 年 5 月 17 日	[免許年月日] 令和 3 年 7 月 13 日	[免許年月日]
[主たる事務所] 埼玉県狭山市祇園2-13	[主たる事務所] 埼玉県入間市豊原1-12	[主たる事務所]
[商号又は名称] 狭山不動産株式会社	[商号又は名称] 株式会社ハウスネット	[商号又は名称]
[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名] 代表取締役 	[代表者の氏名]
[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]	[宅地建物取引士]
[登録番号] 	[登録番号] 	[登録番号] 知事・第 号
(宅地建物取引士) 	(宅地建物取引士) 	印
業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園2-13 狭山不動産株式会社 電話 04(2958)0077	業務に従事する事務所所在地 埼玉県狭山市祇園1-13 株式会社ハウスネット 電話 04(2956)5500	業務に従事する事務所所在地

【普通】建物賃貸借契約約款（事業用）

第1条（契約期間）

本契約の契約期間は、(B)に記載された契約期間とします。

第2条（使用目的）

乙は、本物件を(A)に記載された事業目的・用途のために使用するものとし、他の目的・用途にて使用してはならないものとします。

第3条（賃料および共益費等の支払い）

- 乙は、(B)の賃料、床料費、駐車場賃料、その敷料金（以下、「賃料等」といいます。）を(A)に記載された甲が指定する支払方法（別途締結する保証委託契約・支払委託契約等により支払方法が定められている場合には、その方法）にて、支払期日までに支払います。
- 1ヶ月未満の賃料等の支払いについては、(B)に記載された賃料計算により算出します。
- 日割計算による賃料等の支払いについては、月額賃料等×入居日数÷(B)に記載された日割計算の日数＝日割金額により算出します。
- 賃料等の支払時に要する口座振替および振込の手数料は、乙の負担とします。

第4条（礼金・権利金）

乙は、本契約の締結時までに(B)の礼金または権利金（以下、「礼金等」といいます。）を甲に支払うものとします。ただし、乙は本契約締結後は、甲に対し礼金等の返還を求めすることはできないものとします。

第5条（敷金・保証金）

- 乙は、本契約から生じる一切の債務の担保として、本契約の締結時までに(B)の敷金または保証金（以下、「敷金等」といいます。）を甲に交付します。ただし、敷金等は利息を付さないものとします。また、乙は賃料等が増額された場合、増額に見合う敷金等を不足分を甲に差し入れなければならないものとします。
- 甲は、乙が本敷金から生じる債務を履行しないときは、敷金等をその債務の弁済に充てることができるものとします。この場合、乙は甲より充分の通知を受けたときから7日以内に敷金等の不足額を甲に交付しなければならぬものとします。なお、乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金等をもって賃料、共益費その他の債務との相殺または充てを請求することができないものとします。
- 甲は、本物件の賃貸後、乙が差し入れた敷金等から来ない賃料等その他本契約に基く乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、その残額を返還するものとします。ただし、明渡し時の乙の修繕債務に相当する費用に相当する修繕が完了していない等、乙が負担すべき債務の額が確定していない場合には、乙が負担します。なお、返還に要する費用（振込手数料等）は、乙が負担します。
- 乙は、差し入れた敷金等の返還請求権を第三者に譲渡し、あるいは担保に供することはできないものとします。

第6条（駐車場等）

- 乙は、敷地内の駐車場等（バイク置場および自転車置場を含みます。以下同様です。）を使用する場合、(B)の賃料を支払い、甲の指定する位置に、甲の承認を得た車両のみを駐車します。
- 乙は、契約期間中に車両の変更を行う場合、事前に甲に対して通知し、書面により承認を得なければなりません。
- 甲は、天災地変・火災・爆発・衝突・盗難・第三者による損害等、甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合、一切その責を負いません。
- 乙は、放棄または過失により本物件の敷地または(B)に規定する敷地内損害を与えた場合、直ちにその損害を甲またはその所有者に賠償します。
- 乙は、「保管庫使用承諾書」を必要とする場合、甲に発行を依頼するものとし、甲は、これに応じるものとします。
- 甲または乙は、駐車場等のみを解約する場合、第19条および第20条と同様の手続きを行います。
- 甲および乙は、別途駐車場契約または規約等がある場合、その定めによるものとします。

第7条（損害賠償等の加入義務）

- 乙は、本契約期間中、火災、漏水等の事故に遭え、自己の負担にて他人賠償責任保険および甲が指定する保険を備えた保険に加入します。
- 乙は、本契約を更新する場合、前項に定める保険等についても、自己の負担において、更新または再加入します。

第8条（付帯設備）

- 本物件の付帯設備は、別紙に記載の通りとします。
- 甲は、乙に対して、前項の付帯設備を現状有姿で引き渡すものとし、乙は、経年劣化または使用に伴う経年劣化・キズ・汚れ等があることを予め了承します。

第9条（乙の管理注意義務）

- 乙は、善良なる管理者の注意義務（以下、「管理注意義務」といいます。）をもって本物件および付帯設備を保全し、使用します。
- 乙は、本物件について定められた規則等がある場合、これを遵守します。
- 乙（店主・実業主等の関係者を含む）が放棄・過失または管理注意義務に違反して、甲または第三者に損害をもたらしたときは、乙の責任において甲または当該第三者にその損害を賠償するものとします。

第10条（届出または通知事項）

- 乙は、本物件の引渡し後14日以内に、入居時における本物件内の建物または設備に存する汚損・破損等、甲の指定する方法にて報告するものとします。
- 退去時において本物件内に存する汚損・破損等のうち、前項の報告に含まれていなかったものについては、乙の入居中に発生したものとは推定されるものとします。なお、乙が入居時に前項の報告を行わなかったときは、退去時において本物件内に存する汚損・破損等は、いづれも乙の入居中に発生したものと推定されるものとします。
- 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を甲に届出または通知します。
 - 本物件を1ヶ月以上の長期間にわたり使用しないとき
 - 乙の住所、所在地、代表者、事業目的、主要業主等の重要な事項または、表面【明渡し】に記述した連絡先に変更が生じたとき
 - 乙が合併・事業譲渡・会社分割等を行うとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第11条第2号の定めに従うものとします。

- 通常保証人（以下、「丙」といいます。）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、勤務先その他に変更が生じたとき
- 乙または丙について、死亡・後見開始・後見終了の審判または破産・民事再生、会社更生もしくは特別清算等の事由が生じたとき
- 本物件の建物または設備を、汚損・破損もしくは滅失させたとき、または破損等のおそれが生じ修繕・修繕を要するとき

第11条（禁止事項）

乙は、本物件および付帯設備の使用について、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- 甲の書面による承諾を得ることなく、(A)に記載された事業目的・用途を定めて使用すること
- 甲の承諾なしに賃借権の譲渡、転貸または使用貸借等を行うこと
- 本物件および付帯設備に基づく一切の権利について、担保に供すること
- 本物件内に居住し、または第三者を居住または宿泊（仮宿）させること
- 付帯設備を本物件以外の場所に持ち出すこと
- 甲の承諾なしに、本物件の増築、改築、修繕、修繕その他の工作物の取付、改築、工作を伴う修繕等により現状の変更をすること
- 本物件内に引火、爆発、燃焼、腐蝕、臭気、騒音のおそれのある物品等を持ち込み、または使用すること
- 甲の承諾なしに、火、毒物の貯蔵（危険物であって明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのない物品を除く。）を持ち込み、または飼育すること
- 違法もしくは公序良俗に反する勧誘・販売活動もしくは振り込み詐欺等の特殊詐欺を行い、またはその拠点とすること
- 飲酒、刀剣類または爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造または保管すること
- 危険物、麻薬、危険ドラッグ（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する特定薬物）等、興奮剤、幻覚剤、麻酔剤の作用を人の精神に及ぼすおそれのある物を製造、販売、使用、所持すること
- 危険行為、賭博、暴行の発生その他近隣の迷惑おそれ共同生活を営む行為や衛生害となる行為
- 本物件を、自ら暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、団体、組織もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、これらを総して「反社会的勢力」といいます。）の事務所、その他の活動拠点として使用し、もしくは第三者をして反社会的勢力の活動拠点として使用させること
- 本物件内および共用部分に、反社会的勢力であることを通知させる名称、看板等を掲示すること
- 本物件に反社会的勢力を発生させ、または反社会的勢力を立ち入らせること
- 本物件および本物件の近隣において、犯罪、暴力団等の行為をなして、近隣者および他の入居者、管理者に不安感、被害を及ぼすこと
- 別紙に定められた禁煙等がある場合、これに違反すること

第12条（修繕義務と費用負担範囲）

- 甲は、第2項に定めるものを除き、乙が本物件の使用および収益をするために必要な修繕・修繕を行うものとし、ただし、乙の故意・過失、蓄意または故意・過失、その使用上の使用方法を要するよう使用による損耗等、乙の責めにより必要となった修繕・修繕については、乙の費用負担とします。
- 乙は、前項の規定にかかわらず、入居期間中における自然損耗・経年劣化または通常損耗等であっても、次の各号に定める修繕については、甲の承認を得ることなく自ら費用負担において修繕を行うものとし、甲は、次の各号に定める修繕については、修繕を免除するものとします。
 - 物件の電気配線、配線、配線、照明器具、スイッチ、コンセント等の付属品の修繕
 - 電気、ガス、水道等の消耗品の交換
 - 本物件内の乙所有の設備、設備に相当する修繕
 - バス・トイレ・洗面・台等の排水の詰まり、水漏れ、カビ等、その清掃・手入れを怠った結果生じた汚損の除去・修繕、換気扇・レンジフード（ベランダ）の交換
 - (A)記載の鍵を紛失したときの交換および新設費用
 - その他、付帯設備等の軽微な修繕
- 甲は、第1項の定めにより修繕を行う場合、予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がない限り、甲が行う修繕について同意し、協力する義務を負い、これを拒否することはできません。この場合、乙が当該修繕の要請を拒否したことにより、乙に損害が生じたときは、甲はその責を負わないものとします。
- 乙は、本物件が修繕を要するときは、遅やかに甲に通知するとともに、甲の指示に従わなければならない。この通知を怠り、または遅延したことによって、建物または付帯設備等に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の全部を賠償しなければならない。
- 乙が前項の通知を行った後、相当期間を経過しても甲が修繕を行わない場合、乙は、修繕箇所、修繕の必要性および修繕見積金額を書面により甲に通知し、甲から承諾を得たときは、自ら必要な修繕を行うことができます。ただし、急迫な事情があるときは、甲の承諾を要しないものとします。
- 本物件にかかる電気、ガス、水道の使用料金、汚物処理費用、町会費等の費用については、乙または入居者の負担とします。

第13条（修繕等）

- 乙は、本物件の修繕等について次の各号に該当する場合、予め甲の書面による承諾を得るものとします。
 - 本物件の修繕等を設置するとき
 - 電気、ガス、水道等の設備の容量に及ぼす施設、機械器具等を新設取付または変更するとき
- 乙は、前項の規定に従い修繕等を設置した場合、当該修繕等の買取請求を甲に対して行うことができないものとします。

第14条（賃料等の改定）

- 甲または乙は、本契約期間内においても、協議の上、賃料等の改定をすることができます。
- 甲または乙は、公租公課、物価の変動等により、(B)の賃料等が不当になった場合、前項の規定にかかわらず、相手方に対して賃料等の増額または減額を請求することができます。

第15条（一部滅失等による賃料の減額等）

- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、甲および乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができます。ただし、それが乙の責めに帰する事由の場合、乙の責任において甲に与えた損害を賠償するものとします。

第16条 (契約の消滅)

1. 甲、地震、その他甲の責めに帰することのできない事由により、本物件の通常の使用が不能となり、本契約の目的が達せられない場合、または、都市計画等により本物件が収用、使用制限され、本契約を維持することができなくなった場合は、本契約は当然に終了します。また、それにより乙に生じた損害については、甲はその責めを負わないものとします。

第17条 (更新および更新料)

1. 甲および乙が、相手方に対し、本契約第19条第1項および第4項に定める期限までに、本契約を更新しない旨の書面による通知を行わなかった場合、本契約は (B) の更新料、更新料等手続料を支払い、賃貸期間満了日の翌日から同一条件で更新し以後も同様とする。
2. 本契約が更新 (前項の更新および借地借家法の法定更新を含みます。) された場合、乙は、本契約が更新される日までに、甲に対し更新料として、(B) の更新料を支払います。

第18条 (契約の解除)

1. 甲は、乙が賃料等の支払を怠ったときは、相済の期間をもって催告し、その期間内に乙が履行しないときは、本契約を解除することができます。
2. 乙が、次の各号のいずれかに該当し、かつ甲乙間の借地借家関係が損なわれたと認められるときは、甲は前号の催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。
- (1) 入居申込書または本契約書への虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき
- (2) 賃料等の支払いを2ヶ月以上遅滞したとき
- (3) 乙が執行停止または破産・小規模手続の破産手続を受けたり
- (4) 乙について、破産・更生手続・公益更生・特別清算またはこれらに準ずる法的手続きの申立てがあったとき
- (5) 賭博、毒物の製造その他の公共衛生、風紀を乱す等の近隣の迷惑となる行為、または環境および公共生活の秩序・平和等を阻害する行為を反復したとき
- (6) 本契約の各条項の定め反したとき、または別途定められた制約がある場合、これに反したとき
3. 第1項および前項第2号については、丙その他の第三者から甲に対して賃料等の支払いがあったとしても、乙はこれを理由に解除の有効性を争うことができます。甲は同項の定めに従い、本契約を解除することができます。
4. 甲または乙の一方について、次の各号のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
- (1) 本契約第20条の表明保証に反する事実が判明したとき
- (2) 本契約締結後に、自らまたは役員 (取締役社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者) が反社会的勢力に該当したとき
- (3) 本物件またはその周辺において、暴力、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁等の犯罪行為を行ったとき、もしくはその他警察官等の介入を生じさせる行為を行ったとき
5. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、直ちに本契約を解除することができます。
- (1) 第19条第1項から第3項までに掲げる行為を行ったとき
- (2) 自らまたは第三者を利用して、次のいずれかの行為を行ったとき
- ① 甲に対する暴力的な言動による要求行為
- ② 甲に対する法的責任を免れたい不当な要求行為
- ③ 甲に対し脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 暴力を行使し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の事業を妨害する行為
- ⑤ その他①から④に準ずる行為

第19条 (解約の申入れ)

1. 乙は、本契約を解除する場合、または契約期間満了日をもって本契約を終了する場合、【標記】B-①に記載する予告期間までに、甲に対し書面にて申し入れます。この場合、甲はこれにより予告した解約日または契約期間満了日をもって、本契約を終了します。
2. 前項の規定にかかわらず、乙が予告した解約日または契約期間満了日の経過前に本物件を任意で明け渡したときは、本契約はその日をもって終了します。この場合、乙は契約終了日の翌日から、甲入れをした解約日または契約期間満了日までの賃料相当額を、甲に支払います。
3. 第1項の解約または期間満了による終了の申入れを、【標記】B-②に記載する予告期間までに甲が行わなかった場合、乙は【標記】B-②の賃料相当額を支払うことにより、直ちに本契約を解約または終了することができます。
4. 甲が乙に対して、解約の申入れをし、乙が承諾した場合は、甲入れの日から3ヶ月の経過をもって、本契約は終了します。ただし、甲からの解約申入れ後3ヶ月経過前に、乙が甲に対し、本物件を任意で明け渡したときは、その日をもって、本契約は終了するものとします。

第20条 (明渡し、原状回復義務等)

1. 乙は、解約、解除、期間満了等により本契約が終了した場合、直ちに本物件を明け渡します。
2. 乙は、本物件の明渡しに際し、次の各号に定める事項を行います。
- (1) 乙が本物件内に搬入したすべての物品の取去、設置した設備、設備等の撤去
- (2) 乙が本物件を貸与した関係および本物件に生じたすべての汚損、または借家関係の修復
- (3) 本物件内または共用部分の清掃およびゴミ、汚物等の処理
- (4) 乙が使用した公衆的な金庫の閉鎖の解除
- (5) 【標記】Cに記載された鍵の返還
- (6) その他明渡しに必要な全ての事項
3. 乙は、乙の故意または過失、悪意ある故意または過失により、本物件もしくは付帯設備に損害を与えた場合、甲に対し、その損害を賠償するものとします。なお、善意注意義務違反による損害には、通常の使用方法を超える使用による汚損・破損・損耗を含むものとします。
4. 乙は、本物件の明渡しに際して、原則として、自然損耗・経年変化・通常の使用方法に伴う損耗については、原状回復義務を負担しないものとします。ただし、本契約に別途定めがある場合には、その定めによるものとします。
5. 乙は、本物件を明け渡した後、本物件に搬入した物品がある場合は、甲は、乙がその所有権を放棄したものと見て、任意にその物品を処分することができます。この場合、乙は一切の異議を申し立てず、処分した費用を負担します。
6. 乙は、乙の都合により解約等をする場合、甲に対して、明渡し修繕料、立退料、損害賠償料その他甲の如何にかかわらず、本契約に基づき甲の請求は一切行いません。
7. 乙が本契約期間中に甲の承諾を得て、乙の承諾により本物件の改修、改築等を行い、明渡し時にその償償の現金を甲に提出したとしても、乙は支出した費用または償償の増加額の支払いを甲に請求することはできません。
8. 本契約の終了後においても、乙が直ちに本物件を明け渡さなかったときは、乙は本契約終了日の翌日から明渡し完了日に至るまでの賃料の倍額に相当する損害金、およびこれにより甲が被った一切の損害を賠償するものとします。

第21条 (立ち入り)

1. 甲または甲が指定した者は、本物件の保守、保全、防火、防犯等の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。なお、この場合、乙は正当な理由がある場合を除き、立ち入りを拒否することができないものとします。

2. 甲または甲が指定した者は、火災、地震、風水、ガス漏れ、故障等の緊急事態発生またはその可能性があるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合、甲は、立ち入り後その旨を速やかに乙に報告しなければならないものとします。

第22条 (連帯保証人)

1. 丙は、乙が本契約に基づき負担する一切の債務について乙と連帯してその履行の責めを負います。なお、丙は、本契約が法定更新、合意更新 (自動更新を含みます。) にも関わらず更新された後も、引き続き連帯保証人としてその責めを負うものとします。ただし、丙が個人の場合、その負担は【標記】Bに記載の償償額を限度とします。
2. 丙は、乙が本契約第10条の届出または追加ができない場合、乙に代わって届出または追加を行います。
3. 丙は、本契約が終了し、本物件の完全なる明渡しと本契約に基づく一切の債務が完了されるまでその責めを負えることができます。その他甲の認めらるる連帯保証人に代わって丙が死亡したとき、破産手続開始の決定を受けたとき、新たな連帯保証人の追加もしくは変更としての資格を失ったときは、甲は、乙に代わって甲の承諾する連帯保証人を選任し、変更を求めることができます。この場合、乙は直ちに甲の承諾する連帯保証人を選任し、甲との間で更新後連帯保証人の継続させるものとします。
4. 乙が他の連帯保証人を選任できなかったとき、または甲の承諾を得ることができなかったときは、甲は、本契約期間中、甲乙の合意により本契約の内容に変更が生じた場合、丙に対して通知を行います。
5. 丙が甲に対して、保証書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務について乙の履行の有無およびその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとします。乙はこれに異議を述べないものとします。
6. 乙は、甲の承諾を得て、連帯保証人にかえて、賃貸債務保証業者と保証委託契約を締結することができます。

第23条 (賃借人から連帯保証人への委任)

1. 乙は、次の各号のいずれかに該当することを停止条件として、本契約を甲の申出に応じて合意する連帯保証人として、本物件の明渡しに際して連帯保証人を丙に委任します。
- (1) 乙が賃料の支払を2ヶ月以上遅滞し、または度々延滞を繰り返す、甲が相当期間を指定し催告したにもかかわらず支払しないとき
- (2) 乙が甲への届出をせずに所任不明となり、2ヶ月以上経過したとき
- (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難になったとき
2. 乙は、本契約が継続する限り、前項の委任を解除することができます。

第24条 (賃貸債務保証業者の提供を受ける保証)

第22条第7項に基づき、【標記】Bに記載する賃貸債務保証業者の提供を受ける保証を利用する場合は、賃貸債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとします。甲および乙は、本契約締結と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取るものとします。

第25条 (遅延損害金等)

1. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延した場合、甲に対し、年14.4%の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、別途締結する保証委託契約または支払金支払契約等に遅延損害金の定めがある場合は、その定めによるものとします。
2. 乙は、本契約から生じる金銭債務 (賃料等) の支払いを遅延したことにより、甲または甲が指定した者が電話、メール、文書または訪問等により督促を受けた場合には、督促1回につき手数料として金3,000円 (別途消費税等) を甲に支払うものとします。

第26条 (反社会的勢力の排除に関する表明保証)

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号につき、表明し保証するものとします。
- (1) 自ら反社会的勢力でないこと、および本契約締結以降に反社会的勢力に属することはないこと
- (2) 自らの役員が反社会的勢力でないこと
- (3) 反社会的勢力に自らの名義を利用せず、本契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
- ① 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

第27条 (守秘義務および個人情報保護)

1. 甲および乙は、本契約により知り得た相手方の秘密事項を正当な理由なく開示し、または漏洩してはならないものとします。
2. 甲および乙は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報または重要な情報と取り扱うものとする。
3. 甲および乙は、前項に定めるところにより事前に本人の同意を得ることなく利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱い、または個人データを第三者に提供してはならないものとします。ただし、次に掲げる場合はこの限りではありません。
- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公益増進の目的または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第28条 (消費税等)

【標記】Cに記載する費用のほか、本契約により生じる費用に対する消費税等については、法令改正等により消費税等の税率が変更された場合、税率の変更に合わせて自動的に変動するものとします。

第29条 (管轄裁判所)

甲および乙は、本契約に関する訴訟等第一審の管轄裁判所を甲の所在地とする。

第30条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲と乙とは各々の損害を互に賠償するものとする。

以上

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	狹山市富士見1丁目14番11号
車種及びナンバー及び色	名称（北野第2ビル駐車場）内 XXXXXXXXXX
賃料総額	毎月金8,800円也×2台（うち、消費税額800円×2台）
敷金・保証金	金 — 円也（無利息の約定）
備考	礼金として 金 — 円也

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

第1条 賃貸借の期間は令和6年4月1日より令和11年2月末日迄
向う5ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要があれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。（期間満了で契約を終了する場合は解約通告をすることとする。）

第2条 賃料の支払いは毎月末日迄に翌月分を乙は甲方に振込みにて支払うこと。
（振込手数料は乙負担とする）

万一、壹カ月なりとも滞納せる場合は、理由のいかんを問わず、甲は乙に何等の催告も
要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入りを妨げ
ないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にし
てはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則（駐車場契約書第1条から第12条(特約を含
む)の各条文)に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 乙が、次の各号の一に該当したときは、貸主は、何らの催告を要せず本賃貸借契約を
解除することができ、乙はただちに自動車を移動し、かつ、残留品を撤去し、本件土地
を原状に復して貸主に返還するものとする。

①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
（以下「暴力団等反社会勢力」という。）であると認められるとき。

②乙が法人の場合、その代表者、実質的経営権を有する者が暴力団等反社会勢力である
ことが判明したとき。

③本件土地を暴力団等反社会勢力に使用させ、またはこれらの者を反復して出入りさせ
たとき。

④本件土地その他本件土地の周辺において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、逮捕
監禁、凶器準備集合、賭博、ノミ行為、売春、覚せい剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行
ったとき。

⑤本件土地その他本件土地の周辺において、暴力団等反社会勢力の威力を背景に粗野な
態度、言動によって、他の利用者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件・車の部品等・車両以外の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣
の迷惑となるべき行為を一切なさざること。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第 9 条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第 10 条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 1 ヶ月前に互に通知し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第 11 条 乙使用の駐車敷地内のゴミ、タバコの吸ガラ、空カン等については乙が清掃するものとする。又、乙使用の駐車敷地内に無断駐車がある場合には乙にて対応すること。

第 12 条 契約満了又は契約解除によりこの契約が終了後、なお借主の車両が本駐車場に駐車してある時は、貸主の適宜の方法で撤去できるものとし借主は何ら異議を申さない。但し、その費用は借主の負担とする。

特約条項 (契約書に追加、又は訂正した事項)

① 賃料振込先：(振込手数料借主負担)

② 乙よりの駐車場のみの解約は月末締め単位とし、日割り精算はしないものとする。
(解約通告日の翌末日が契約終了日となる。)

③ 甲の都合により、契約を解除することになった場合は第 1 条記載の契約期間の残余の有無に拘わらず、甲の通知日より 1 カ月後には無条件で明け渡すものとする。

④ 契約更新時には更新事務手数料として、新賃料の 0.5 カ月相当額 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

⑤ 契約期間は北野第 2 ビル 3 階と同一期間とする。(賃貸室を解約の際は同時に駐車場も解約となる。)

⑥ 駐車場内番号変更時には事務手数料として、1,000 円 (消費税別)・保管場所使用承諾証明書発行時には、事務手数料として、2,000 円 (消費税別) を媒介業者へ支払うものとする。

この契約の証として、本契約書を 2 通作成し甲乙双方共記名捺印して各 1 通を所持する。

令和 6 年 3 月 14 日

〒222-0037	
住 所	横浜市港北区大倉山 1-28-11-702 号
貸 主 (甲)	
氏 名	聖和商行株式会社
	代表取締役 北野 敦也
住 所	
借 主 (乙)	
フリガナ	
氏 名	東山 徹
自宅 TEL ()	勤務先 TEL ()

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 2 番 12 号

商 号 狭山不動産株式会社

代表者 代表取締役 伊藤

媒介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会 会員

住 所 埼玉県狭山市祇園 1 番

商 号 株式会社ハウスネット

代表者 代表取締役 新井靖

TEL 04-2956-5500

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7337

(1/1)

日付	令和 7 年 12 月 24 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	1 月分事務所賃借料		
備考	埼玉県議会議員 中屋敷慎一		

支払証明書あり

理由

建物賃貸借契約書（事業用）

譲渡

(1) 賃貸借の目的物
名称 森田貸事務所 1階 403号室
所在地（住居表示） 東京都東3丁目11番18号
構造・規模 鉄骨造延床面積約100㎡
用途 事務所（専任事務所）
契約面積 1階部分 31.77㎡
公共水道（専用）、電気電力メーター（専用）、公共下水（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分）電気給湯かし器1個
(2) 使用目的
事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間
始期 令和7年7月1日 から
終期 令和18年6月30日 まで
3 年 0 月間
賃主は、借主に対して6ヶ月間までに、また、借主は、賃主に対して3ヶ月間までに、書面により解約の申込みを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等
賃料 月額 80,000円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（管理費） 月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金） 80,000円 賃料1ヶ月分（費便済み）
保証金（敷金）の償却・割引 敷金の償却、割引はありません。
家賃保証 40,000円 3年加入 円
礼金 0円
円
賃料等の支払方法
支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う
支払方法 ☒ 振込 ☐ 現金
振込先金融機関名 口座番号
支店名 口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者 借主 持主先

家賃保証は借主個人賠償責任に5年間加入。保険金額は家賃の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安とさせていただきます。以下余白

(5) 賃主
賃主 氏名 住所 電話

※賃主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること
建物の所有者 住所 氏名

(6) 連帯保証の保証額
保証額 円

(7) 家賃保証保証業者

家賃保証保証業者 商号または名称 電話
所在地
家賃保証保証業者登録制度登録番号 国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（ ☐ 有・ ☐ 無）
更新料の金額 ☒ 更新料の0.25ヶ月分 ☐ 円
契約更新時の更新料はなしのものとします。但し、契約更新時に修繕作成費、他、更新手数料料として賃主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつ22,000円（消費税込み）を支払うものとします。以下余白

特約事項
1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。 ハウスクリーニングにあたり業者からの見積書添付クリーニング工事に取り掛かります。 クリーニング工事を敷金より少ない金額の場合は敷金の返還を減額し、敷金を返還するクリーニング工事費用の場合は全額工事費を請求します。また、退去時室内で補修工事等が必要と認められた場合は、敷金を充てさせていただきます。以下余白
2.退去のエアコンや照明器具、造作等は退去までの賃貸借に付し入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担で行うものとし戻すは行いません。 不動産賃貸借契約条項のうち、第9条（保証書）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記賃主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結しました。その証として本契約書を作成し、賃主、借主、署名押印の上、各自その通を保有する。

賃主（住所）	昭和7年6月2日
（氏名）	（電話番号）

借主（住所）	
（氏名） 中屋敷 慎一	（電話番号）

連帯保証人（住所）	
（氏名）	（電話番号）
（印）	
（印）	

宅建建物取引業者・宅建士	（この契約書は宅建建物取引業者が作成したものであることを証明するものです）
取引業者 媒介・ ☐ 代理	
免許証番号 埼玉県知事（第 22151 号）	
事務所所在地 埼玉県鴻巣市鴻巣1066-1	
1階	
商号（株）ホームナビ	
代表者 取締役 代表	
登録番号	
宅建建物取引士	